

トロンフォーラム定款

第1条（名称）

本フォーラムは、「トロンフォーラム」（以下、フォーラムという）と称する。

第2条（目的）

フォーラムは、以下の事項の達成を目的とする。

- （1）トロンプロジェクト創設者・坂村健が提唱する組込み型リアルタイムシステムおよびユビキタスID技術等のトロンプロジェクトの研究開発、標準化、普及啓発活動、関係機関との連絡調整を実施すること。
- （2）トロンプロジェクトに関連する技術を用いたユビキタス・コンピューティング環境を構築すること。
- （3）ユビキタスIDセンターの活動を行うこと。

第3条（事業）

フォーラムは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）組込み型リアルタイムシステムおよびユビキタスID技術等のトロンプロジェクトの成果の仕様化・標準化・普及促進
- （2）その他目的達成に必要な活動

第4条（会員）

フォーラムの会員は、フォーラムの趣旨に賛同して、入会申込書を提出した法人会員により構成し、以下の通りA会員、B会員、e会員、i会員およびO会員の区別がある。

- （1）A会員：組込み型リアルタイムシステムの仕様策定・開発、またはユビキタスID技術等のトロンプロジェクトの成果の仕様策定・開発を行う会員
- （2）B会員：組込み型リアルタイムシステムを利用して製品を開発するユーザ会員
- （3）e会員：ユビキタスID技術等のトロンプロジェクトの成果の利用に関する活動を行う会員
- （4）i会員：Internet of Thingsに関する仕様策定・開発の視察を行う会員
- （5）O会員：オープンデータに関する仕様策定・開発の視察を行う会員

第5条（入会）

フォーラムへの入会を希望するものは、別途定める入会申込書を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

第6条（会費）

フォーラム会員は、年度毎に以下の年会費を納入しなければならない。ただし、A会員およびi会員は、会費の追加なしでB会員およびe会員を兼ねることができる。また、A会員は、会費の追加なしでO会員を兼ねることができる。

- （1） A会員：一口100 万円／年（一口以上）
- （2） B会員：一口10 万円／年（一口以上）
- （3） e会員：一口10 万円／年（一口以上）
- （4） i会員：一口30 万円／年（一口以上）
- （5） O会員：一口10 万円／年（一口以上）

- 2 会員が納入した会費は、これを返還しない。
- 3 幹事会が指定するものは、O会員の年会費を免除することができる。

第7条（退会）

フォーラムからの退会を希望するものは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

- 2 フォーラムの趣旨に反する行為を行った会員は、幹事会の決議により退会を命じることができる。

第8条（役員）

フォーラムは次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 監査役 2名

- 2 会長は幹事会によって選出される。
- 3 監査役は会長が委嘱する。

第9条（幹事）

A会員三口以上の会費を納入したA会員を幹事とし、幹事によって幹事会を構成する。

- 2 幹事の任期は年度単位で一年とする。ただし再任を妨げない。

第10条（活動内容）

フォーラムの主な活動内容を以下の通り定める。

- （1） 総会

総会では、フォーラムの活動状況の報告を行う。

- （2） 幹事会

幹事会では、総会、ワーキンググループの開催の準備活動、活動方針の承認およびフォーラムへの入会・退会の承認を行う。

- （3） ワーキンググループ

原則としてA会員から構成され、活動テーマに沿った活動を行う。

- 2 フォーラムは、事業の推進上の必要に応じ、ワーキンググループ等の改廃、および新設を行う。

第11条（事務局）

フォーラムに事務局をおく。

- 2 フォーラムの事務局は会長が委嘱する。

第12条（年度）

フォーラムの年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（事業計画および収支予算）

フォーラムの事業計画書および収支予算書は、会長が作成し、幹事会に報告する。

第14条（事業報告および収支決算）

フォーラムの事業報告書および収支決算書は、会長が事業年度終了後遅滞なく作成し、監査役の監査を経た上、幹事会に報告する。

第15条（実施細則）

この定款の実施に関しての必要な事項は、会長が別途定め幹事会に報告する。

第16条（定款の変更）

定款の変更は幹事会の承認を得る。

附則（平成14年6月24日：ただし本附則におけるフォーラムとは、前身のT-Engineフォーラムとする。）

- 1 本定款は、フォーラム設立の日（平成14年6月24日）より施行する。
- 2 フォーラムの設立年度は、本定款第12条によらず、フォーラム設立の日（平成14年6月24日）に始まり、平成15年3月31日に終わる。

附則（平成15年5月26日）

- 1 本定款第6条、8条、10条、13条、14条、15条、16条、附則の改正規定は平成15年5月26日より施行する。

附則（平成27年4月1日）

- 1 本定款各条および附則の改正規定は平成27年4月1日より施行する。

附則（平成27年9月15日）

- 1 本定款第4条、第6条および附則の改正規定は平成27年9月15日より施行する。